

次年度以降の自立支援協議会のあり方について

1. 白井市地域自立支援協議会のあり方について

- ・本来、地域自立支援協議会とはどのような場か

「相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場」（厚労省 技術的助言より）

国作成のガイドライン上では

『個別のケースの課題から、地域課題を抽出する場』

『地域における障がい者等の支援体制整備に繋げていく場』

↓

白井市の自立支援協議会では、何を大切にし、どうありたいか。

国の通知、ガイドラインを踏まえ、

- ①協議会の参加委員や協力者から、現場の困りごとや課題について意見を聞き
 - ②協議会で、取り組むべき地域課題を見つけ、解決に向けた方法を検討し
 - ③障がい者への支援体制の整備に反映させる
- 場としてはどうか。

そのために、全体会の役割、各部会の役割を改めて検討して、活発な自立支援協議会の活動に繋げていきたい。

用語、目的等の整理

| 用語 | 出席委員等 | 頻度 | 目的 |
|----------------------|---------------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全体会 | 委員全員 協力者（※） | 3回 ／年 | 地域の課題について共有及び議論、作業部会の活動や成果の把握。社会資源の開発や改善に向けた検討、地域関係機関の強化、計画の進捗把握と助言など |
| 作業部会 | 所属委員 協力者（※） | 部会 ごと 協議 | 各委員からの課題提起、地域課題の解決に向けた具体的な検討、研修会やパンフレット等成果に向けた取り組み。 |
| 事前協議 (定例会議) | コアメンバー 事務局 | 部会 前 | 各作業部会の内容について協議。議題の調整と協力者の選定。 |
| 運営会議 (これまでの事務局会議) | 会長 副会長 各部会長 | 4回 ／年 | <ul style="list-style-type: none"> ・全体会の議題調整、事前協議 ・全体会と部会の取組の把握と調整 ・協議会の運営に係る協議（協議会の枠組み、委員や協力者、部会検討） |
| 事務局会議 (新規) | 障害福祉課 基幹相談支援センター | 6回 ／年 | 白井市の地域自立支援協議会の枠組み、あり方、全体会や作業部会ごとの進捗共有、事務局担当者の情報共有等 |

事務局整理事項

(1) 事務局の役割分担について

自立支援協議会の設置主体は市であり、市が運営の責任を持つ。自立支援協議会の運営に係る庶務（開催通知や日程調整、議事録などの事務）については、原則として基幹相談支援センターに委託して行う。（現・仕様書の期間）

(2) 議題調整について

事務局は、委員の意見（担当者会議等で感じたニーズや、地域課題と思われること）を出しやすくする役割を担う。

自立支援協議会で取り組む議題（内容）については、運営会議で検討（基本的には委員から挙げた個別ケース等から感じた課題等を集約・調整）し、委員の意見が出にくい場合には、どのような形であれば意見が出やすいか、参画してもらえぬかを事務局で検討する。

必要に応じて、事務局（障害福祉課や基幹相談支援センター）が窓口のニーズ、国の指針で協議すべきとされている事項について、議題の提案を行う（厚生労働局作成のガイドライン25頁、29頁）。

(3) 協議会（全体会）および作業部会の協議の着地点

サービス担当者会議や、委員所属の現場で感じる課題等、それぞれの立場からの意見を持ち寄り協議。共通の事項や地域の特性など、地域課題として抽出し、課題解決に向けた協議、検討を行う。

作業部会では、各テーマに絞った協議を行い、提言書や研修会、説明会、パンフレットづくり、仕組みづくり、支援者同士の関係づくりなどの成果を目指す。

協議会会議体の設計について（案）

